



第2章 人権教育・啓発の推進について

1. 重要課題における人権教育・啓発の推進

(1) 女性



【現 状】

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国連や国際社会の動きと連動しながら各種法制度や社会環境の整備がなされ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。

平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会形成を国の最重要課題の一つとして示し、地方公共団体、国民それぞれの責務が明確に定められました。

また、本町においても、平成19年（2007年）に制定された玉村町自治基本条例において、「まちづくりは男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とする」と明記しています。

さらに、女性に対する暴力への対応については、平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。しかしその後も、被害者の命が奪われる等の深刻な被害が発生したことから、被害の実情を踏まえ、法改正が行われ、対策の強化が図られています。

また、平成27年（2015年）には、働くことを希望する女性とその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

こうして女性の社会進出の動きが広がる一方で、職場における様々なハラスメントにより、就労継続の困難に直面し、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している現状もあります。

さらに、近年では「デートDV（※1）」や「リベンジポルノ（※2）」、「アダルトビデオ出演強要問題」など、若年層をとりまく暴力や犯罪行為も発生しており、その被害者の多くは女性である状況となっています。



【課題】

職場における女性に対する差別的扱いや、配偶者からの暴力（DV）などの存在からも明らかのように、今日においても女性の人権問題は解決に至っていないとは言えません。女性に対する差別がなくなるのは、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中に、女性はこちらあるべき、男性はこちらあるべきといった固定的な性別役割分担意識が根強く存在していることが原因です。

こうした差別の意識をなくし、性別にかかわらず多様な生き方が選択できる社会の形成こそ、女性の人権問題の解決にとって重要です。女性が地域や職場で男性とともにそれぞれの能力を十分に発揮し、いきいきと暮らしていくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する支援を充実するとともに、男女平等意識の定着や「女性活躍推進」に関する住民の理解を深めていく必要があります。

また、DVやストーカー行為、性犯罪などの問題については、深刻化しつつあり、根絶に向けた取り組みがより一層求められています。被害に遭った場合の早期発見や迅速な対応、被害者やその家族などへの支援に向けた体制づくりの強化が必要です。

【今後の取り組み】

No.	取り組み事業	内 容	担 当 課
1	男女平等意識の定着と男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	男女の性別に関わらず、個人としてその人権が尊重される社会づくりを推進します。 また、男女の固定的役割分担意識の是正を促進し、人権意識に基づいた男女平等観を深く浸透させるため、研修会を開催するなど積極的な啓発活動を行い、男女共同参画の理解と取り組みの促進を図ります。	企画課
2	女性に対するあらゆる暴力の根絶	被害者からの相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。 また、関係部署や関係機関との連携を強化し、一人ひとりの状況に寄り添い、切れ目のない支援を行います。さらに、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知に努めます。	企画課

3	女性の社会参画の促進	行政や企業、各種団体などあらゆる分野において、政策、方針決定過程へ女性の参画拡大を図り、男女が対等な構成員として参画することで社会の発展に貢献できるよう、女性の社会参画を促進します。また、就業意欲のある女性が継続して働ける就業環境の整備や男性の家庭・地域生活への参画など、男女が互いに協力し、男女双方の仕事と家庭・地域活動の両立ができる環境づくりを推進します。	企画課
---	------------	--	-----

【住民のみなさんへ】

これまで女性の人権については、様々な取り組みがなされてきましたが、今なお、固定的役割分担意識は人々の意識の中に根強く残っており、個人として、その人らしく生きていくことを妨げています。

男女共同参画社会を実現するには、住民一人ひとりが職場や家庭、地域、学校などにおいて社会制度や慣習を見直し、男女がお互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、かつ、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会にしていくことが必要です。そして、あらゆる分野で男女平等な社会をつくっていくための取り組みを、住民の皆さんとともに進めていくことが不可欠です。住民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



（※1）デートDV（交際相手暴力）

パートナーや恋人などの交際相手からの暴力のことを言います。

殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、相手に対して傷つく言葉を言ったり、携帯電話やメールを細かくチェックして行動を監視したりする精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

（※2）リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者などへの復讐や仕返しを目的として、相手の性的な写真などのプライベートな画像を、本人の同意なく第三者に公開・提供することです。



(2) 子どもたち



【現 状】

子どもの人権については、平成元年（1989年）に国連総会において、子どもの人権を世界規模で守っていこうとする「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国でも平成6年（1994年）に批准しています。それ以降、平成11年（1999年）「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」、平成12年（2000年）「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」をはじめ、子どもに関連する様々な法令が施行され、令和4年（2022年）には子どもの権利を守るための「こども基本法」が制定されました。

こうした状況の中、本町においては「次世代育成支援地域行動計画」に続き、平成27年（2015年）に「玉村町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年（2020年）には「第2期玉村町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。「子どもの夢・笑顔 みんなで支えるまち たまむら」を基本理念に、子どもに関する施策を総合的に展開しているところです。

子どもは、本来、将来に夢や希望を抱き、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心、未知の世界への探求心や冒険心をもち、自ら健全な大人へと成長していく可能性を秘めた存在です。また、人々にとって、子どもは未来への希望であり、生きていくうえでの励みであり、子どもの心身ともに健やかな成長は、変わることを望まない願いでもあります。



【課 題】

近年の子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子高齢化の進行、女性の就業率の増加、児童虐待やいじめ、不登校といった子どもの人権に関わる問題の深刻化、地域コミュニティの衰退など、環境が大きく変化し続ける中で、子育てへの不安や経済的負担感を感じている人も少なくなく、そういった心配事に対応していくための新たな取り組みが求められています。

また、児童虐待は子どもの健全な成長を阻害するもので、「児童憲章」で保障されている児童の権利を侵害するものです。本来なら両親からの愛情を一身に受け育てられるべき乳幼児期に、家庭内で虐待を受けることは子どもにとってこれ以上過酷なことはありません。母子保健事業や「女性に対する暴力をなくす運動」と連携した発生予防体制の確立、ネットワークの充実による早期発見と早期対応、再発の防止と継続的な支援というトータルな取り組みが重要になっています。

【今後の取り組み】

No.	取り組み事業	内 容	担 当 課
1	子どもの人権に対する理解を深めるための啓発の推進	家庭や地域社会と関係機関とが相互に連携をとりながら、子どもの人権尊重と保護に向け、啓発活動を推進します。	子ども育成課
2	児童虐待の防止	児童虐待防止に関する啓発を進めるとともに、関係機関との連携を密にし、早期発見、早期対応に向けた取り組みを行います。また、児童虐待発生の大きな要因である、育児不安や地域からの孤立などを解消していくため、家庭教育の充実や地域における育児相談、子育て情報の提供体制を充実していきます。	子ども育成課 学校教育課 健康福祉課
3	児童生徒の問題行動の未然防止	子どもたちへの気配りや目配り、心配りに努め、問題行動の未然防止への取り組みを徹底します。また、校内の報告や連絡、相談の体制を整備するとともに保護者との情報交換を密にして、問題の早期発見・早期対応に努めます。さらに、教職員間の共通理解のもと、保護者や関係機関と連携し、子どもに寄り添った適切な問題解決に努めます。	学校教育課
4	青少年健全育成の推進	玉村町青少年育成推進員連絡協議会をはじめ、県や関係機関と連携を図りながら、地域の実態に応じた青少年の非行防止及び健全育成のための取り組みを展開します。また、子どもたちの社会性や自主性を培うため、自然体験や社会体験など豊かな体験活動の場を提供して、豊かな心が育つよう努めるとともに、文化やスポーツ、福祉など様々な分野で、子どもたちの健全育成を推進します。	生涯学習課

5	安心して子どもを生き育てる環境づくり	安心とゆとりをもって子どもを生き育てることができる環境の整備を図るため、「第2期玉村町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様なニーズに対応し、子どもの心身の発達や、家庭、地域の実情に応じた適切な保育対策、放課後児童対策などを積極的に展開します。また、子どもの人権に十分配慮しつつ、地域ぐるみの子育てや、子育てと仕事の両立などの実現に向けた子育て環境の整備に取り組めます。	子ども育成課
---	--------------------	---	--------

【住民のみなさんへ】

子どもに関わる人権問題を解決するためには、家庭や地域社会、関係機関が連携し、子どもの人権について語り合い、理解する機会を多く設け、人権尊重の視点に立った取り組みを進めていくことが大切です。そして、住民一人ひとりが子どもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識するとともに、自らの責任を果たしていくことが必要です。

本町では、子どもの人権が尊重され、子どもたち一人ひとりが確かな力と心豊かにたくましく生き抜く力を身に付けることができる教育振興と環境整備を、住民の皆さんと進めていきます。





(3) 高齢者

【現 状】

令和2年（2020年）に内閣府より発表された「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日現在の日本の総人口は1億2,617万人であり、そのうちの65歳以上の高齢者は3,589万人、高齢化率は28.4%となっています。

本町においては、令和2年10月1日現在、高齢者は9,269人、高齢化率は25.5%となっており、4人に1人が高齢者となっています。今後も高齢者の増加、高齢化率の上昇が予想され、年齢階層別人口比の推計についてみると、令和7年（2025年）で30.1%、令和22年（2040年）には41.4%になるという推計が「第8期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（令和3年3月策定）に示されています。

【課 題】

高齢化が進むにつれ、特に高齢者世帯や単身高齢者世帯の増加とともに、寝たきりや認知症の高齢者の急増が予想されます。そのような中、高齢者が地域社会から孤立し、消費者被害や高齢者虐待など様々なトラブルに巻き込まれる恐れが懸念されます。このように高齢者を取り巻く環境は大きく変化しており、高齢者に関わる人権問題は大きな社会問題ともなっています。

【今後の取り組み】

No.	取 り 組 み 事 業	内 容	担 当 課
1	住民同士が相互に支え合い、生きがいをもって暮らすことができる地域社会の形成	高齢者が自立し、積極的に社会参加できるような社会の構築と、互いに助け合い支えあう地域社会づくりを推進します。 また、住み慣れた地域でいきいきと過ごし、安心した生活を送るため、支援に必要なサービスの提供体制の整備に努めます。	健康福祉課
2	成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知	認知症高齢者等の財産管理や身上監護等の権利を擁護するために、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、利用にあたっての支援体制の充実に努めます。	健康福祉課

3	高齢者の消費者被害の防止	玉村町消費生活センターを通じて、消費者トラブルの相談対応や被害防止に関する啓発活動を行います。	経済産業課
4	高齢者虐待の防止	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者を虐待から守る取り組みを行います。地域包括支援センターが中心となり民生委員・児童委員や医療機関、介護サービス事業所などと連携し、引き続き事業の充実を図ります。	健康福祉課

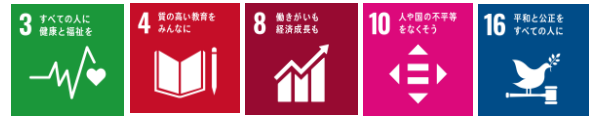
【住民のみなさんへ】

高齢者は「弱くて貧しい人たち」という旧来のイメージを持つことは誤りであり、改める必要があります。「年をとっているからダメだろう」とか「高齢者だから優遇しなければならない」という画一的な考え方は、高齢者差別以外の何物でもありません。「全体としてみると高齢者は健康で活動的であり豊かでもあるが、個別にみるとそれぞれ多様である」という正しい高齢者像に基づいて、高齢者一人ひとりの違いに着目して、それぞれ個別に対応するよう心がけましょう。

また、すべての人が単身高齢者や認知症高齢者、高齢者虐待、消費者被害などの問題について日ごろから関心を持ち、理解を深めるとともに、高齢者も若者も同じ社会の構成員として尊重し合い、お互いの知識を出し合い、助け合うことのできる社会をつくっていきましょう。



（４）障がいのある人たち



【現 状】

国連では、平成18年（2006年）の総会において「障害者権利条約」を採択し、障がいのある人の人権や基本的自由を守ることなどを目的として、障がい者の権利を実現するために締結国がすべきことを規定しました。

国内では、平成23年（2011年）に「障害者基本法」が「障害者権利条約」の理念を踏まえて改正されました。その内容には、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や、障がい者の自立及び社会参加の機会の確保などが掲げられています。

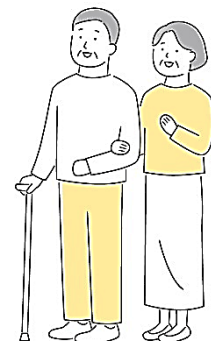
教育現場では子どもたちを取り巻く情勢の変化に対応するため、「学校教育法」で平成19年度に「特別支援教育」が位置づけられ、すべての学校において障がいのある児童生徒の支援をさらに充実していくことになりました。

障がい者施策の様々な課題を解消すべく、平成18年（2006年）には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別にかかわらず、共通の仕組みの中でサービスが利用できるようになり、またサービスの実施主体を市町村に一元化する新たな制度が始まりました。しかし、能力や特性に応じた“自立”という言葉のイメージが強かったため、平成26年（2014年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」へ改正し、“基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を送れるように支援する”と理念や目的が変わりました。

平成24年（2012年）には障がいのある人に対する虐待を防止することなどを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

そして平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、“不当な差別的取扱いの禁止”のほか、社会の中のバリアを取り除くための何らかの対応を障がいのある人から求められた場合は、過重な負担のない範囲で対応する“「合理的配慮」の提供”が明示されました。

本町では、社会参加を目指すため、平成31年（2019年）に「第5次玉村町障害者福祉計画」、令和3年（2021年）に「第6期玉村町障害福祉計画・第2期玉村町障害児福祉計画」を策定しました。



【課 題】

障がいは様々なものがあり、適切な配慮や支援を行うためには個々の障がい特性を理解し、地域で安心して生活できる社会にする必要があります。しかし、外見上分かりやすい障がいのある人ばかりではありません。内部障がいや発達障がいなど外見上分かりづらい障がいのある人は、配慮を必要とすることが見えにくいいため、周りの人の無理解な言動に心を痛めている場合があります。発達障がいという言葉はメディアにより一気に社会に広まりましたが、メディアの伝えるイメージから誤解や偏見が生まれてしまっています。

また、日本では出生児数が減少しているものの、周産期先進医療の進歩で早産児や超低出生体重児の命を助けることができるようになりました。しかし、からだの機能が未熟なままのため、日常生活の中で特別な医療行為を必要とする医療的ケア児の人権が課題になってきました。

そして、障がいのある人が地域で生活するうえでの課題の一つに就労の問題があります。対策として、企業における障がい者雇用率の引き上げや就業面での相談体制の充実が図られ、また、障がい福祉サービスでは就職した企業に定着できるよう支援するサービスが創設されました。

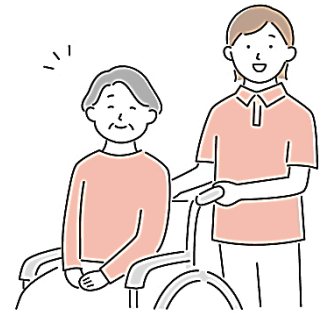
人々が自分との違いを認め、配慮が必要な部分を理解し、態度や行動に表れるような豊かな人権感覚を身に付けることが大切です。

【今後の取り組み】

No.	取 り 組 み 事 業	内 容	担 当 課
1	障がいのある人もない人も共に生きるというノーマライゼーションの理念の定着	「障害者総合支援法」の理念に基づいて、障がいのある人の福祉施設や医療機関からの地域移行を円滑に進め、それぞれの障がいの状況に応じた社会生活を支援します。	健康福祉課
2	障がいのある人の権利擁護	地域における相談支援の中核的な存在として基幹相談支援センターを設置し、ワンストップの相談支援のほか、障がい者虐待防止センターとして通報や相談を受け付け、虐待防止や成年後見制度の普及などに努めます。	健康福祉課
3	住民が障がいのある人を身近に感じ、理解するための啓発活動	障がい者週間や知的障がい者月間などの趣旨を広め、行事や活動の紹介や、障がいのある人のことをよく知ってもらい、心のバリアフリーを広げる啓発活動に努めます。	健康福祉課

【住民のみなさんへ】

障がいは、誰もが関わる可能性があり、決して他人ごとではありません。障がいの有無に関係なくすべての人に住みよい平等な社会づくりを進めていくには、国や地方公共団体が、障がいのある人に対する制度や施策を実施してだけでなく、社会のすべての人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが必要です。障がいのある人の人権を考えるうえで大切なのは、「心のバリアフリー化」です。「かわいそう」「この仕事をするのは難しいのでは?」「あまり関わりたくない」などの自己判断による偏見や無理解のバリアを取り払って、困っている場面だけでなく、普段から声かけや手助けをするなど関わる機会が増えれば、意識が変化していくでしょう。自分にも関わる問題として障がいのある人の人権について考えましょう。



（５）部落差別（同和問題）



【現 状】

部落差別は、我が国固有の人権問題であり、昭和40年（1965年）に出された国の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べています。

この答申を受け、昭和44年（1969年）に最初の特別措置法である「同和対策事業特別措置法」（同対法）が制定、施行され、これ以降本格的に同和行政が推進されることとなりました。

同対法は、その後「地域改善対策特別措置法」（地対法）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）と名称を変え、法律が失効する平成14年（2002年）3月までの33年間にわたり特別対策が実施されました。この結果、対象地域の生活環境は改善され、部落差別への理解も深まりつつあります。しかし、未だ結婚問題など心理的差別が解消されず、ネットによる人権侵害など新たな人権問題も生じています。

平成28年（2016年）に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別推進法）」では、現在も部落差別が存在していると認識し、解消することが重要な課題であり、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実を図り、部落差別解消を推進することとしています。

部落差別（同和問題）は、対象地域の人だけの問題ではなく、重要な人権課題のひとつであることをすべての人々が深く認識することが求められます。そして、より多くの住民の参加と協力のもとに、偏見や差別のない明るい玉村町を創造していくことが大切です。

【課 題】

本町においても、特別措置法に基づき対象地域（同和地区）の道路や水路、住宅などの生活環境の改善により物的な基盤整備は着実に成果をあげ、ハード面における格差は解消し、大きな成果を上げることができました。

しかし、依然として県内においても部落差別（同和問題）にかかる差別的な発言、落書き、インターネットを通じた差別事象なども発生しており、人々の意識の中にある偏見や差別を解消することについては、まだまだ十分とはいえません。

部落差別（同和問題）は、人権を尊重する問題であることを正しく認識し、住民一人ひとりが差別解消のために努力することが必要です。

「部落差別（同和問題）は、そっとしておけば自然になくなる。」との寝た子を起こすなといった考えがありますが、依然として偏見や差別が根強く残っています。「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別推進法）」の趣旨を踏まえて、玉村町としても引き続き住民に対して、粘り強く積極的に啓発活動に取り組んでいきます。また、相談体制の充実に努めていきます。

【今後の取り組み】

No.	取 り 組 み 事 業	内 容	担 当 課
1	人権尊重の理念の普及と人権教育の推進	<p>研修会の実施や広報、啓発資料の作成・配布などについて、一層の創意工夫をしながら取り組んでいきます。また、人権啓発事業を各種団体と連携して推進します。</p> <p>人権教育については「社会教育における人権教育推進方針」に基づき、総合的・計画的に推進します。</p>	企画課 生涯学習課
2	住民交流の促進	<p>集会所における各種教室、団体の活動支援、人権に関する研修会の開催、周辺住民の人権教育・文化の伝承やまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>これらのことにより、地域住民の交流の場として人々が集い、お互いを理解するためには、同じ目標に向かって一緒に研修し、そこに集う人と人の交流は不可欠です。多様な住民の交流を生かし、誰もがお互いの立場を認め合い、幸せに生きることのできる社会を構築できるよう創意工夫して事業を推進します。</p>	生涯学習課
3	えせ（似非）同和行為（※1）の排除	<p>えせ同和行為は、いかにも部落差別（同和問題）の解決に努力しているかのように装い、不当な寄付を募ったり、高額な図書を購入を迫ったり、企業や行政機関に不当な要求を行うことをいいます。</p> <p>えせ同和行為を放置することは、住民が同和問題に対する誤った認識を持つことにつながります。</p> <p>えせ同和行為排除のための広報や情報提供を法務局・警察などの関係機関や関係団体と連携し、被害の予防に努めます。</p>	企画課 生涯学習課

【住民のみなさんへ】

部落差別（同和問題）は解決した、取り組む必要はないのではないか、という考え方がありますが、しかし実際はどうでしょうか。部落差別（同和問題）は、完全に解決しているのでしょうか。全国で、人々を誹謗中傷するハガキや手紙、インターネットへの書き込みなど偏見や差別事象が、依然として起こっています。

本町では、部落差別（同和問題）の解決は、人権重要課題であると捉え、今後も人権教育、そして人権啓発活動を推進していきますので、住民の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。



（※1）えせ（似非）同和行為

「えせ（似非）」とは、似ているが、実は本物ではないこと」という意味です。

「部落差別（同和問題）はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識が、なお根強く残っていることを悪用し、部落差別（同和問題）を口実にして、企業や団体役員、官公庁などに不当な利益や義務なきことを求める行為のことです。





（6）外国籍の人たち

【現 状】

社会や経済のグローバル化の進展や、労働人口減少対策などを背景に、わが国で生活する外国人の比率は年々増加しています。本町では、令和4年（2022年）4月1日現在、34カ国・1,067人の外国籍の住民が生活しています。

多様な文化を持つ人々が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方で、言語や宗教、生活習慣などの違いによる相互理解の不足から、外国籍の人に対する差別や偏見が生じています。こうした差別意識により、外国籍であることを理由とした就職上の不当な扱いやアパートなどへの入居拒否、日常生活におけるトラブルなど、様々な人権問題が発生しています。

また、近年では特定の民族や外国籍の人々を排斥しようとする差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会問題になっています。平成28年（2016年）には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定され、こうした差別的言動の解消に向けた取り組みが行われています。

本町でも、外国語によるガイドマップや暮らしの便利帳の作成及び配布、外国籍の住民などを対象とした日本語教室を開催する玉村町国際交流協会への助成などを通じて、国籍に関係なく誰もが快適に暮らすことのできる多文化共生の地域づくりに努めています。

【課 題】

外国籍の人たちは、言語の違いなどにより地域の日本人との意思疎通が十分ではないため、日本の生活ルールをよく理解していないことがあります。また、日本人も、外国籍の人たちに対する文化や生活習慣の違いについて理解が不足していることから、両者間で生活上のトラブルが少なからず生じています。外国籍の住民が地域社会の一員として安心して暮らすためには、日本人と外国籍の住民との交流の機会を増やすことで、相互の違いを認め合い、異なる文化や多様な価値観を理解し合う必要があります。さらには、すべての住民一人ひとりが、互いに尊重し合いながら共に生きる意識を持つことが重要です。

また、これまででも外国籍の住民に対しては、外国語によるいろいろな情報提供などに努めてきましたが、必ずしもすべての人たちに情報が行き届いているとは言えません。外国籍の住民の中には、日本での社会生活にうまく適応できず、困っている人がいます。外国籍の住民が安全に安心して生活できるよう、行政サービスや生活相談、わかりやすい情報提供に積極的に努めていく必要があります。

【今後の取り組み】

No.	取り組み事業	内 容	担 当 課
1	国際交流・国際理解の促進	日本人と外国籍の住民が学校や地域などで、相互の言語や文化、生活習慣などについて学ぶ機会や、両者が交流を深めることが出来る機会の拡充に努めます。また、そうした活動をする人たちや団体を支援します。	企画課
2	多文化共生意識の醸成	すべての住民が国籍や文化、生活習慣などの違いを認め合い、共に生きる社会をつくるため、意識啓発を進めるとともに、開かれた地域社会づくりを推進します。また、外国籍の人たちに対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てるための教育・啓発活動の推進に努めます。	企画課
3	情報提供の充実	外国籍の住民が安心して生活できるように言語や生活習慣などの違いに配慮し、行政サービスなどの生活に役立つ様々な情報を充実させて提供していきます。	企画課

【住民のみなさんへ】

国籍を問わず、誰でも同じ地域住民として、等しく幸せに生きる権利を持っています。国籍が異なっても偏見を持つことなく、お互いの違いを認め、理解し合うことによって、協力しながら、安心して生活できる多文化共生社会を築いていきましょう。





(7) 感染症の人たち

【現 状】

感染症とは、環境中に存在する病原性の微生物が、人の体内に侵入することで引き起こす疾患で、生活していく中で必ず罹るものであり、ほとんどは軽症なものです。しかし、まれに重篤な症状を起こす場合があります、中には個人の健康のみならず、社会全体に深刻な影響を及ぼす恐れがあるものもありますが、感染症等を理由に偏見や差別があってはなりません。

H I V感染者等

昭和56年(1981年)に最初のエイズ(※1)症例が報告されて以来、世界中へH I V(※2)感染が急激に広がりました。その後、多少ペースが鈍化したものの、世界のH I V感染者数・エイズ患者数は増え続けています。

また日本では令和元年(2019年)より、感染者などは減少傾向にありますが、H I V感染症やエイズに関して、依然として自分とは無関係な一部の人の病気という意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大や、偏見や差別を助長する一因となっています。

ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌性感染症の一種で、その症状が人目につきやすく、顔、手足の変形や機能障害を残すため、有効な治療法のなかった時代は、遺伝病であるとか不治の病などと恐れられ、患者はもとより家族にまで様々な差別や偏見が加えられてきました。しかし、らい菌の感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。また、発病した場合でも治療法の確立した現在では、早期発見・早期治療により短期間で治癒する病気となっています。

新型コロナウイルス感染者等

令和元年(2019年)12月に中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が報告されて以降、新型コロナウイルスは変異を繰り返しながら、パンデミック(※3)を引き起こし、世界中の人々の生命や健康、社会経済活動に影響を与え続けています。そうした中で、感染症への不安や恐れから感染者等(濃厚接触者や感染者の家族、医療従事者、運送業者、学校、事業所など)に対する、嫌悪・偏見や差別が多発する事態となりました。

【課 題】

H I V感染症・エイズは、性的接触に留意すれば感染する可能性はほとんどなく、早期発見及び早期治療により日常生活を送ることが可能です。若年層から中高年層において増加傾向にあることから、幅広い世代に向けてH I V検査の受検促進や適切な予防行動をとるための正しい知識の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

また、ハンセン病は治る病気となりましたが、社会においては、いまだに療養所入所者や家族への差別や偏見が根強く残っており、これが入所者の社会復帰が少ない要因の一つであることは否定できません。

そして、新型コロナウイルス感染症に関する問題については、新たな課題でもあることから、様々な機会を通してすべての人が正しい知識を持ち、感染者等に対する偏見や差別の解消に向けた教育・啓発を進める必要があります。

なお、いずれの感染症に関する問題についても、医療・福祉の問題と同様に人権の視点を欠かすことなく、取り組みを推進することが重要です。



【今後の取り組み】

No.	取 り 組 み 事 業	内 容	担 当 課
1	感染症についての正しい理解と認識のための啓発活動の推進	感染症に関する正しい知識の普及や最新情報の提供に努めます。	健康福祉課
2	学校における教育の推進	教育活動全体を通じて、感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行い、偏見や差別をなくしていきえるよう、計画的・継続的に取り組みます。	学校教育課
3	感染者等の人権に配慮した相談・支援の推進	感染者等の人権に関する相談については、プライバシーの保護を図り、国・県の関係機関等と連携し、様々な相談窓口の周知・案内を行います。	健康福祉課

【住民のみなさんへ】

感染症は、様々な病気のひとつにすぎません。これらを理由に感染者等が不当な取り扱いを受けることがないように、正しい理解を深めるとともに、偏見や差別をなくし、患者・感染者等が幸せに生きる社会を実現しましょう。



（※1）エイズ（AIDS）

体内に入りこんだウイルス（HIV）によってヒトの体内の免疫システムが損傷を受け、病気を撃退できなくなったことで起こる一連の様々な症状。

（※2）HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

HIVは空気や水中では生きていくことはできませんが、いったんヒトの体内に入ると、免疫を担当している細胞を集中的に攻撃して、次々に破壊してしまいます。

そのため、免疫システムが機能しなくなって、病気を防ぐことができなくなってしまいます。

（※3）パンデミック

地理的に広い範囲の世界的流行および、非常に多くの数の感染者や患者を発生する流行を意味するもの。



（8）インターネットによる人権侵害



【現 状】

パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの所持率が上がり、私たちはいつでも簡単にインターネットを利用できるようになりました。インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として私たちの生活に多くの利便性をもたらし、今や日常生活に欠かせないものとなっています。

しかし一方で、他者への誹謗中傷やプライバシーの侵害、名誉棄損など、インターネットを悪用した人権侵害が数多く発生しています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）や、部落差別（同和問題）に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあり、社会的な問題となっています。

また、利用者の低年齢化により、子どもにとってもインターネットは身近な存在となっており、SNS等を利用したいじめやインターネットを通じた誘い出しによる被害など、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も発生しています。

我が国では、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、インターネット上で人権が侵害された場合には、発信内容の削除請求や発信者情報の開示請求を行うことができるようになりました。また、令和3年（2021年）には同法が改正され、発信者情報開示の手続きが簡略化されました。他にも、平成21年（2009年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境等の整備に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が、平成26年（2014年）には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が施行され、最近では「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」の改正や、誹謗中傷対策を目的とした「侮辱罪」の厳罰化など、インターネットによる人権問題に関して様々な法整備が進んでいます。

さらに、群馬県では、全国で初めて被害者支援等について定めた「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を令和2年12月に施行するなど、独自の取り組みを行っています。



【課 題】

インターネット上の人権侵害は、多様化・複雑化しながら増加しつつあり、社会に大きな影響を及ぼしています。こうした問題はインターネット利用者の増加や情報化社会の進展などによって、今後ますます深刻化することが推測されます。

インターネット上で発信した情報はすぐに拡散し、完全に消すことは困難です。自分にとっては何気ない行動が、結果として他者の尊厳を著しく傷つけ、一生苦しめることにもなりかねず、場合によっては人の命まで奪ってしまうこともあります。インターネットの特性である匿名性から、罪の意識が希薄になりがちですが、匿名の書き込みも調査をすれば発信者を特定することが可能であり、悪質な書き込みは罪に問われる可能性もあります。加害者にも被害者にもならないために、インターネット利用者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する内容に責任を持つことが重要です。

また、子どもたちにとっては、インターネットから受ける情報に影響力があり、その情報がすべて正しいものと判断しがちです。情報を主体的に選択・判断する能力や知識を身に付けるため、情報教育の充実が求められています。犯罪やトラブルに巻き込まれないために、有害なサイトへのアクセスを防ぐフィルタリング機能を活用することや、日ごろから家庭でインターネットの利用について話し合い、子どもの成長に合わせてルールを定めておくことも大切です。

【今後の取り組み】

No.	取 り 組 み 事 業	内 容	担 当 課
1	インターネット上の人権に関する啓発活動の推進	住民一人ひとりがプライバシーや個人情報、名誉などを守ることの重要性を理解し、情報の収集・発信における責任とモラルについて、正しい知識と認識を広げるため、広報・啓発活動を積極的に推進します。	企画課 生涯学習課
2	メディアリテラシー・情報モラルに関する教育の推進	犯罪やトラブルに巻き込まれることなく安全にインターネットが利用できるように、適切なインターネットの使用方法を周知するとともに、発達段階に応じた情報教育を行います。あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力（メディアリテラシー）の育成や、インターネットの便利さに潜む危険性に関する理解を深め、情報モラルの向上に努めます。また、学校や家庭、地域が連携し	学校教育課

		て、積極的に子どもたちの変化をとらえる体制づくりを図り、問題の早期発見・早期対応に努めます。	
3	インターネット上の人権侵害行為に対する相談・支援体制の充実	インターネットを利用した人権侵害があった場合は、相談者に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、関係機関と連携を強化し、相談者の不安軽減、問題の早期解決が図れるように努めます。 また、差別を助長する内容の書き込みについては、法務局等と連携し、削除要請を行うなど、被害の拡大防止に取り組みます。	企画課 生涯学習課

【住民のみなさんへ】

インターネットは、豊富な知識を簡単に手に入れることができたり、世界中の人々と交流することができたりするなど、私たちの視野を広げ、生活を豊かにしてくれるとても便利なものです。しかし、その一方で使い方についての知識やモラルが不十分だと、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、意図せず自分が加害者になることもあるため、自分の行動が社会や他者に対して影響を与えることを意識して利用する必要があります。

インターネットの特性をよく理解し、マナーとルールを守って、上手にインターネットを活用しましょう。



（9）性的マイノリティ（性的少数者）



【現 状】

人は生まれたときの身体的特徴等で性別を決定されますが、実際の性のあり方は様々で、必ずしも「男性」「女性」の2つの性別で区別することはできません。性は、生物学的な性（からだの性）、性自認（こころの性）、性的指向（好きになる性）、服装やしぐさ、言葉遣いなどの性表現（表現する性）などの要素の組み合わせにより無数に存在し、一人ひとり顔や性格が違いうように性のあり方も多様です。

私たちのまわりには、生物学的な性と性自認が一致しない人、性的指向が同性や両性に向いている人など様々な人たちがいます。こうした人たちは、性に関して世の中の多くの人たちと異なる特徴をもつことから「性的マイノリティ（性的少数者）」と呼ばれています。また、性的指向や性自認に関する英単語の頭文字をとって「LGBTQ（※1）」などと呼ばれることもあります。性のあり方はそれぞれの人々が持つ個性として尊重されるべきであり、すべての人の尊厳に関わる大切な問題です。

我が国では、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合は、戸籍上の性別を変更することが可能となりました。しかし、変更には性別適合手術が必要であり、当事者の負担が大きく、ハードルが高い状況です。

また、地方自治体では同性カップルをパートナーとして公的に認める制度を導入する動きも見られるようになり、群馬県でも令和2年（2020年）12月に「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

教育現場においては、平成27年（2015年）に文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知を発出し、また平成28年（2016年）には教職員向けの手引きを示して、性的マイノリティの子どもに対し、きめ細やかな配慮を行うことや相談体制の充実を図ることを求めています。

【課 題】

性的マイノリティの人たちは、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中で、好奇の目で見られ、嫌がらせやいじめ、差別的な扱いを受けることがあります。差別等の対象になることを恐れて、ありのままの自分を表現することができなかつたり、家族や周囲の人に打ち明けることができず、ひとりで悩み続けたりして、社会的に孤立してしまう人も多くみられます。

また、周囲の人にカミングアウトした場合でも受け入れてもらえず、相談を受けた人が本人の了解なく第三者に伝えてしまうアウティングにより、さらに当事者の心を傷つけてしまうという事態も起きています。

周囲の心ない言動に苦しみ、生きづらさを感じることで、自傷行為や自殺願望につながる場合もあり、性的マイノリティの人は自殺を図る割合が極めて高いことも指摘されています。

このような問題の背景には、性的マイノリティの人に対する根強い偏見や周囲の理解不足があります。まだ、性的マイノリティの人を身近な存在として感じている人は、あまり多くはないかもしれませんが、実際はあなたの周りに当事者がいないのではなく、打ち明けることができないために、その存在に気づいていないだけという可能性もあります。気づいていないことで、日常の無意識の言動が知らないうちに周りの性的マイノリティの人を傷つけ、当事者を苦しめていることもあります。性的マイノリティの人が身近にいるという意識を持つことが重要であり、この問題を一人ひとりが自分のこととして考え、それぞれの生き方や価値観を認めあうことが必要です。

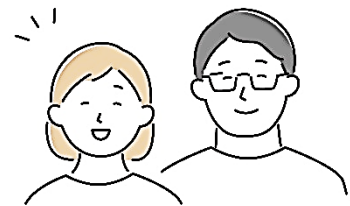
【今後の取り組み】

No.	取 り 組 み 事 業	内 容	担 当 課
1	性的マイノリティの人に対する支援の推進	すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、多様性を認め合う町づくりを推進します。群馬県のパートナーシップ制度を活用し、官民連携で性的マイノリティの人に寄り添ったサービスの提供に努めます。	企画課
2	性の多様性に関する理解促進のための啓発活動	地域社会や職場などにおいて性的マイノリティの人が直面する課題を認識し、性の多様性について理解を深めるため、講演会・研修会の開催や、各種広報媒体を活用した情報発信など、広く啓発を図ります。	企画課 生涯学習課
3	性の多様性についての教育の充実	教職員が性的マイノリティに対する正しい知識を持ち、いじめや差別が起きないように子どもたちに性の多様性を尊重する人権教育を行います。また、学校に性的マイノリティの子どもが在籍していることを想定し、適切な配慮と、心身の負担の軽減を図ることができる支援体制を整えます。	学校教育課

【住民のみなさんへ】

性的マイノリティ（LGBTQ）を理解し、支援している人、または支援したいと思う人のことを「アライ（ALLY）」といいます。性的マイノリティの人たちにとって、直面している困難を解決していくこともとても大切ですが、まずは自分の悩みについて相談でき、一緒に考えてくれる人がいることがなにより重要であり、この「アライ（ALLY）」が非常に大きな存在となります。

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が十分に発揮される環境づくりを進めていくことは、性的マイノリティの当事者だけでなく、すべての人が自分らしくいきいきと暮らせる社会をつくることにつながります。性の多様性について理解を深め、だれもがありのまま活躍できる社会を目指して、一緒に取り組んでいきましょう。



Check!

（※1）LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）

以下の英単語の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの人を表す呼称の一つです。

- L・・・レズビアン（女性同性愛者）
- G・・・ゲイ（男性同性愛者）
- B・・・バイセクシャル（両性愛者）
- T・・・トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致していない人）
- Q・・・クエスチョニング（自分の性の在り方を決めていない人、迷っている人）
- ・・・クィア（性別にとらわれない人、既存の性の分類にあてはまらない人）

他にも様々な性があり、こうした定義に定まらない多様な人々を含めて、「LGBTQ+」という表現が使われることもあります。



(10) その他の人権課題

① 犯罪被害者等

犯罪は社会の規範に反した加害者が被害者等（被害者及びその遺族や家族を言う。以下同じ。）の基本的な権利を侵害するものであり、住民の誰もが被害者等になる可能性があります。近年の犯罪情勢は、質的な悪化や量的な増大など極めて厳しい状況にあります。警察をはじめとした関係機関・団体が連携して被害者等の支援を行っていますが、住民の誰もが被害者等となり得る現状においては、社会全体で被害者等を支援していくことが必要です。

今後、行政や司法、民間の多くの機関・団体と連携を図り、被害者等の人権の保障など被害者等の支援に努めます。

② その他

このほかにも人権課題としては、刑を終えて出所した人、プライバシーに関する問題、アイヌの人々（※1）に対する偏見や差別、ホームレスの人への偏見など、多様な課題があります。国・県、関係団体、マスコミなどとの連携を図り、様々な機会を通じて人権教育・啓発活動の推進に努めます。

これら様々な人権課題について、それぞれの問題解決に向けて、私たちがどう関わるのかを人権という視点にたって見つめ直し、自分を大切にして、お互いの人権を尊重する玉村町を住民の皆さんと一緒につくっていきましょう。



(※1) アイヌの人々

平成5年（1993年）の「国際先住民年」以来、国連において先住民をめぐる議論が活発化し、我が国でも平成9年（1997年）7月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

そして、平成20年（2008年）6月に衆参両院議会において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が議決され、令和元年（2019年）5月には「アイヌ施策推進法」が施行されました。アイヌとはアイヌ語で「人・男・父」の意味。現在は「ウタリ」といい、ウタリとはアイヌ語で「同胞」の意味で使っています。



2. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

玉村町では、先に挙げた人権課題に常に配慮するとともに、人権意識の普及・高揚を図るため、次に掲げる「あらゆる場」における人権教育・啓発の推進を図ります。

(1) 家庭

【現状と課題】

家庭教育は、各家庭の価値観に基づいて行われ、教育の原点であると言われていています。幼児期からの豊かな情操や思いやり、善悪の判断など社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力が培われる場であり、人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を果たしています。また、親の差別的な意識が子どもに伝わることにより、差別と偏見の再生産につながっていくことも考えられます。

しかし、少子高齢化・核家族化など家庭環境が変化し、家庭での基本的な教育力が低下し、子どもの虐待や家庭内暴力など深刻な人権問題が起きています。

そのため、家庭教育に関する学習や情報を提供するなど、家庭教育機能の充実を図るとともに相談体制の充実や人権教育・啓発の推進に努める必要があります。

【今後の取り組み】

No.	取り組み事業	内 容	担 当 課
1	情報提供	広報たまむらや町ホームページなどを通じて、家庭内教育充実のための情報提供に努めます。	学校教育課 生涯学習課
2	人権意識の啓発	親子で参加できる人権教育・啓発講演会や上映会を開催するなど、家庭で人権を考える事業を推進します。	学校教育課 生涯学習課
3	相談体制の推進	子育てや家庭教育上の悩みや不安に応えるための相談事業を推進します。	学校教育課 生涯学習課
4	関係団体との連携	児童虐待などの深刻な人権侵害に対し、関係機関・団体と連携を図り、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境づくりを推進します。	学校教育課 生涯学習課

(2) 地域社会

【現状と課題】

幼児から高齢者に至るまで、一人ひとりが人権の意義や重要性について正しい知識や豊かな人権感覚を身につけ、真に人々の人権が尊重される地域社会づくりを推進することが重要です。

また、それぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育成していきます。そのため、生涯学習を通じて、学習や体験活動などの身近な課題を取り上げるなど創意工夫して推進する必要があります。

【今後の取り組み】

No.	取り組み事業	内 容	担 当 課
1	学習機会の提供	生涯学習の視点に立って、住民の多様なライフサイクルを考慮し、多くの人々が人権尊重の意識を高める教育に参画できるよう、学習機会の提供の充実に努めます。	生涯学習課
2	人権教育指導者養成講座の実施	人権尊重の啓発普及や人権問題の解決に向けた指導者養成に努めます。	学校教育課 生涯学習課
3	人権啓発の充実	人権が真に尊重される社会の実現のため、地域に密着した啓発活動に取り組みます。	生涯学習課



(3) 学校等

【現状と課題】

学校教育では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を育み、自己実現の喜びを味わい、ともにより良く生きようとする子どもの育成が求められています。

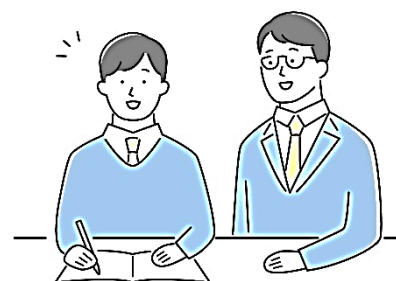
本町においては、平成31年(2019年)3月に「玉村町教育振興基本計画」を策定し、「夢叶える教育のまち たまむら」をスローガンに、新たな時代に夢や希望をもって成長できる子どもに関する施策を総合的に展開しているところです。

幼稚園では、集団での生活や遊びを通して身近な人々や自分との関わりを深め、生命の大切さや友達との違いや良さに気づくとともに、自分を大切にし、他の人を思いやる態度を育てています。小学校では、学習の基礎となる基本的な知識や技能、ものの見方や考え方を身に付けさせるとともに、生命の尊さや自他の大切さに気づき、より良い人間関係を築こうとする能力や態度を育てています。中学校では、小学校の基礎の上に確かな学力の定着を図り、生命を尊重することについて理解を深めるとともに、自分を知り、他人を理解し、違いを認め合いながら、身近な問題を解決することのできる能力や態度にまで高めていきます。

このような学校、幼稚園教育を推し進めることは、社会の様々な事象についての正しい知識の獲得と理解を促し、偏見に捉われない適切な思考力や判断力を身に付けさせ、身の回りの諸問題を主体的・積極的に解決していこうとする意欲と態度を育むことに結び付きます。

昨今、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別への対応や、GIGAスクール構想による一人一台のICT端末の導入に伴う情報モラル教育の必要性の高まり、性的少数者への配慮など、これまでの学校の在り方が変化する中で、新たな人権課題も生じているところです。社会の変化を踏まえながら子どもたちの人権感覚を養うためにも、学校における人権教育の重要性はますます高まっています。

学校においては、教育課程の中で人権教育を適切に位置付け、普段の授業の中で社会とのつながりを意識しながら実践していく必要があります。そのために、学校と社会が人権教育の理念を共有し、家庭や地域、関係機関をはじめ多くの人々と協力しながら、取り組みを推進できるような連携体制を構築していくことが重要です。



【今後の取り組み】

No.	取り組み事業	内 容	担 当 課
1	「自立する力」と「共生する力」を育む教育活動	子ども一人ひとりが主体的に判断し、自らの人生を切り拓いていく力（自立する力）と、人と人との関わりやつながりの中で、互いに認め合い、協力しあいながら新たな価値を見出していく力（共生する力）を育む教育活動の充実に努めます。その中で、信頼感や思いやりなどの豊かな心情や社会性、自己肯定感や自己有用感を育成し、人権意識を高めます。	学校教育課
2	地域とともにある学校づくりの推進	学校教育目標の実現に向けて、各学校の特色を生かした教育活動を展開します。地域や家庭、関係機関に情報発信を行うなど、積極的に連携します。	学校教育課

（４）企業・団体等

【現状と課題】

近年では、企業は社会的責任や社会的貢献が問われるようになり、社会を構成する一員として、女性や障がいのある人、高齢者、外国籍の人などの人権課題についても、無関心ではできません。

企業内においては、公正採用選考人権啓発推進員（※1）等が中心となって、社員採用時における公正な採用選考に取り組むとともに、社員研修等において人権課題についての啓発・指導を実施しています。

さらに、採用後における女性や障がいのある人などに対する賃金、昇進格差等の差別的取り扱いの解消や様々なハラスメントの防止などについて、自主的な取り組みを推進することが期待されています。

また、このことは団体等にも言えることで、団体自らが積極的に取り組むとともに、住民から理解と協力を得られる取り組みを行うことが求められています。

【今後の取り組み】

No.	取り組み事業	内 容	担 当 課
1	企業内人権啓発講演会の実施	公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした講演会を関係機関と連携して開催します。	企画課
2	自主的な取り組みへの支援	企業や団体における人権意識高揚を目的とした自主的な取り組みについて、情報提供や講師の派遣などの支援を行います。	企画課



(※1) 公正採用選考人権啓発推進員

同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識のもとに、
職業選択の自由を確保するための公正な採用選考システムの確立を目指し、
常時使用する従業員の数が100人以上である事業所に、
群馬労働局が選任を勧奨しています。



3. 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発

差別のない社会、人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権に配慮する必要があります。そのためには、この基本計画による人権教育・啓発はをすべての人を対象に推進することが必要です。

しかし、特に人権に関わりの深い職業に従事する人たちは、厳に人権の擁護に努めなければならないことから、次のような職業の従事者に対しては、積極的に人権教育・啓発を推進していきます。



(1) 教職員・社会教育関係者

ア 教職員

学校における人権教育をさらに充実させるためには、教職員が人権について十分な認識を持ち、確かな知識を身に付け、組織的・計画的な教育活動を展開することが重要です。

教職員に対する人権教育・啓発を推進するために、以下の諸点に重点を置きます。すべての教育活動を通して、人権尊重の精神の育成に努めるとともに人権に配慮した教育指導を行うため、校長を中心とする人権教育推進のための校内推進体制を確立します。

人権や人権問題について認識を深め、人権問題を解決しようとする熱意や使命感、教科などの実践的指導力を培うための研修の機会を提供します。

幼児・児童・生徒の豊かな心の育成のため、家庭や地域社会との連携、異校種間、障がいのある人や高齢者との交流などにおける指導力の向上を推進します。

イ 社会教育関係者

社会教育において、関係職員は社会教育を行う人々を支援する立場であり、地域において人権教育を指導・助言する立場にあります。地域における人権教育を充実させるためには、これら職員の人権教育に関する理解・認識を一層深めるとともに指導者としての資質の向上を図ることが重要です。そのため、人権一般の普遍的視点からの取り組みや、具体的な人権課題に即した個別的視点からの取り組みを推進する幅広い見識と知識を持ち、効果的に学習を進める手法を身に付けた指導者の養成が重要です。そこで、指導者養成講習会などを実施するとともに、研修方法について体験的・実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、指導者としての資質の向上や指導内容の見直しを行い、充実に努めます。

(ア) 人権教育では、日常生活の中で人権尊重を基本においた態度や行動が現れるような人権感覚を身に付けることが大切です。そこで、家庭や地域が一体となって身近な人権問題の解決に向けた行動ができる指導者を地域や組織（職場）の中で養成していくことが必要です。

また、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフスタイルにおける多様な学習活動を提供するために、性別や年齢などにとらわれず幅広い指導者の養成を推進します。

(イ) 人権の意義や重要性についての確かな知識と問題解決の効果的な学習方法を身に付けるとともに、研修内容を計画的・系統的に組み立て、実施することができるよう、指導者研修を創意工夫して実施し、指導者養成研修を修了した指導者を各種人権教育研修の場において活用し、指導力の向上に努めます。

(2) 医療・保健福祉関係者

ア 医療関係者

医師や歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者は、人の生命や健康に直接関わることから、特に人権意識に基づいた考えや行動が求められています。

このため、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会などの関係団体をはじめ、医療従事者育成の学校や養成施設に人権教育・啓発が推進されるよう働きかけるとともに、県や町が主催する研修会により多く参加できる体制を整え、さらに自主的な取り組みが行われるよう支援していきます。

イ 保健福祉関係者

保健師や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、介護支援専門員、その他の保健福祉関係者は、子どもや高齢者、障がいのある人、生活困窮者などと直接関わりをもっており、健康増進や疾病予防、生活相談、介護支援などの業務を担当しております。これらの業務を遂行するにあたり、個人のプライバシーや尊厳、さらには人権に対する十分な認識と配慮が必要とされています。

そのため、福祉施設や関係機関、さらに福祉関係者育成の学校や養成施設に、人権教育・啓発が推進されるよう働きかけていくとともに、自主的な取り組みが促進されるように支援していきます。



(3) 行政職員

行政職員は、職務を通じて直接または間接的に住民と深く関わることから、常に細心の人権的配慮を心がけることが求められています。職員がそれぞれの行政分野において、住民一人ひとりの人権を尊重した対応や行動をとるとともに、各施策について人権に配慮するよう努めます。また、職員の人権問題全般に対する正しい理解と認識を深め、職務に生かしていくよう研修等の充実を図ります。さらに、地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう努めます。



(4) マスメディア関係者

新聞やテレビ、ラジオ、雑誌などのマスメディアが人権意識の高揚に果たす役割は非常に大きなものがあります。その反面、誤った報道による影響も非常に大きく、結果として人権侵害につながる恐れがあります。

こうしたことから、マスメディア関係者に対し、人権に配慮した活動を促します。

4. 国・県・市町村、企業、関係団体、ボランティア等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、国・県・市町村や企業、関係団体、ボランティア、NPO、マスメディアなどが緊密な連携を図ることにより、一丸となった取り組みが必要です。今後も、一層の連携・協力を図り、人権課題に対する施策に取り組んでいきます。

